



# 安全報告書 2014

2014年7月



阪神電気鉄道株式会社

# 安全報告書2014

## 目次

I. ごあいさつ	1
II. 安全方針	2
III. 安全目標	2
IV. 安全管理体制と方法	3
1. 安全管理組織体制（概要図）	3
2. 管理者の役割	3
3. 安全管理方法	4
V. 鉄道事故等と再発防止措置	6
1. 鉄道運転事故・インシデント・輸送障害の発生件数	6
2. インシデント・輸送障害の内訳	6
3. 主な輸送障害の内容	7
VI. 安全施策	8
1. 安全施策2013・安全重点施策の実施結果	8
2. 内部監査の実施	11
3. 安全意識アンケートの実施	11
VII. 安全対策の実施状況	12
1. 教育・訓練の実施	12
2. 設備対策・検査点検	18
3. 安全投資	36
4. 安全に関するその他の取組み・体制	36
VIII. 2014年度の実施状況	38
1. 安全重点施策（安全施策2014）	38
2. 安全関連投資計画（安全施策2014）	38
IX. お客様、関係者等との連携	38
1. お客様からのご意見	38
2. お客様、沿線住民の皆様へのご協力をお願い	38
X. 安全報告書へのご意見等	40

※ 本報告書は、鉄道事業法第19条の4等に基づき作成・公表するものです。

# I. ごあいさつ

阪神電車をご利用いただくとともに、阪神グループにご愛顧賜りまして、誠にありがとうございます。また、平素より当社鉄道事業の運営にご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 25（2013）年度の安全に対する取組みをご紹介します。

安全投資につきましては、施設の保安度向上を図るため、神戸市内と西宮市内における高架化工事や甲子園駅の改良工事等を実施しました。甲子園駅では、バリアフリー化を進めるため西改札口側の改札階とホームを結ぶエレベーターを上り線と下り線のホームに各 1 基新設し、平成 25（2013）年 10 月からお客様にご利用いただいています。今後も、お客様に安全、快適にご利用いただくため、プラットホームの拡幅やエレベーターの整備、コンコースの拡張等の工事を進めてまいります。

次に、安全管理の運用方法につきましては、当社では従来から「事故の芽・ヒヤリハット」の取組みとして、事故に至らない操業上の小さなミスや施設のトラブルの情報を収集し、原因分析を行い再発防止に活かしてきておりましたが、平成 25（2013）年度はこの取組みの目的を一層明確にし、実効性を高めるため、ヒューマンエラーに焦点をあて、情報の収集方法を見直しました。また、操業中、作業中に気づいた「ヒヤッとしたこと」「危ないと感じたこと」など安全上の懸念について、現場からの意見を吸い上げて組織全体で共有し、議論する仕組みをつくり、運用を始めました。

さらに、大規模災害時への備えとして、平成 24（2012）年度に実施した巨大地震・津波の発生を想定した規程類の見直しや設備面の対策を受けて、これらを定着させ、対策設備を有効に活用するための教育や訓練にも注力しました。

平成 25（2013）年度はこうした取組みを実施してまいり、安全目標であった「責任事故ゼロの継続」を達成することができました。しかしながら、平成 26（2014）年度に入り、無遮断の踏切への列車通過や車両の定期検査周期に係る国土交通省令違反を惹起いたしました。皆様にはご心配とご迷惑をお掛けしましたことをお詫び申し上げます。この反省を肝に銘じ、徹底的に原因を究明するとともに、再発防止に全力を挙げているところであります。お客様に安心・信頼していただける鉄道を目指して、これからも輸送の安全確保への取組みに邁進してまいります。



阪神電気鉄道株式会社  
取締役社長

藤原 崇起

平成 26 年 7 月

## II. 安全方針

当社は、鉄道事業の安全確保への取組みに際して「安全方針」を定めています。

この安全方針については、平成 18（2006）年の制定後、種々の社内通知と併せ、携行カードの携行を義務化したり、各職場に掲示するなど、広く鉄道部門の社員への周知に努めております。

### ○安全の最優先

安全確保の最優先が鉄道事業者の使命であることを深く認識し、社長及び役員・社員一同、安全確保に最善の努力を尽くす。

### ○法令・規程の遵守

輸送の安全に関する法令及び関連する規程を遵守し、厳正かつ忠実に職務を遂行する。

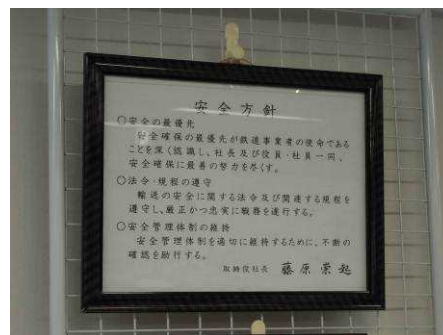
### ○安全管理体制の維持

安全管理体制を適切に維持するために、不断の確認を励行する。



携行カード（抜粋）

職場での掲示



## III. 安全目標

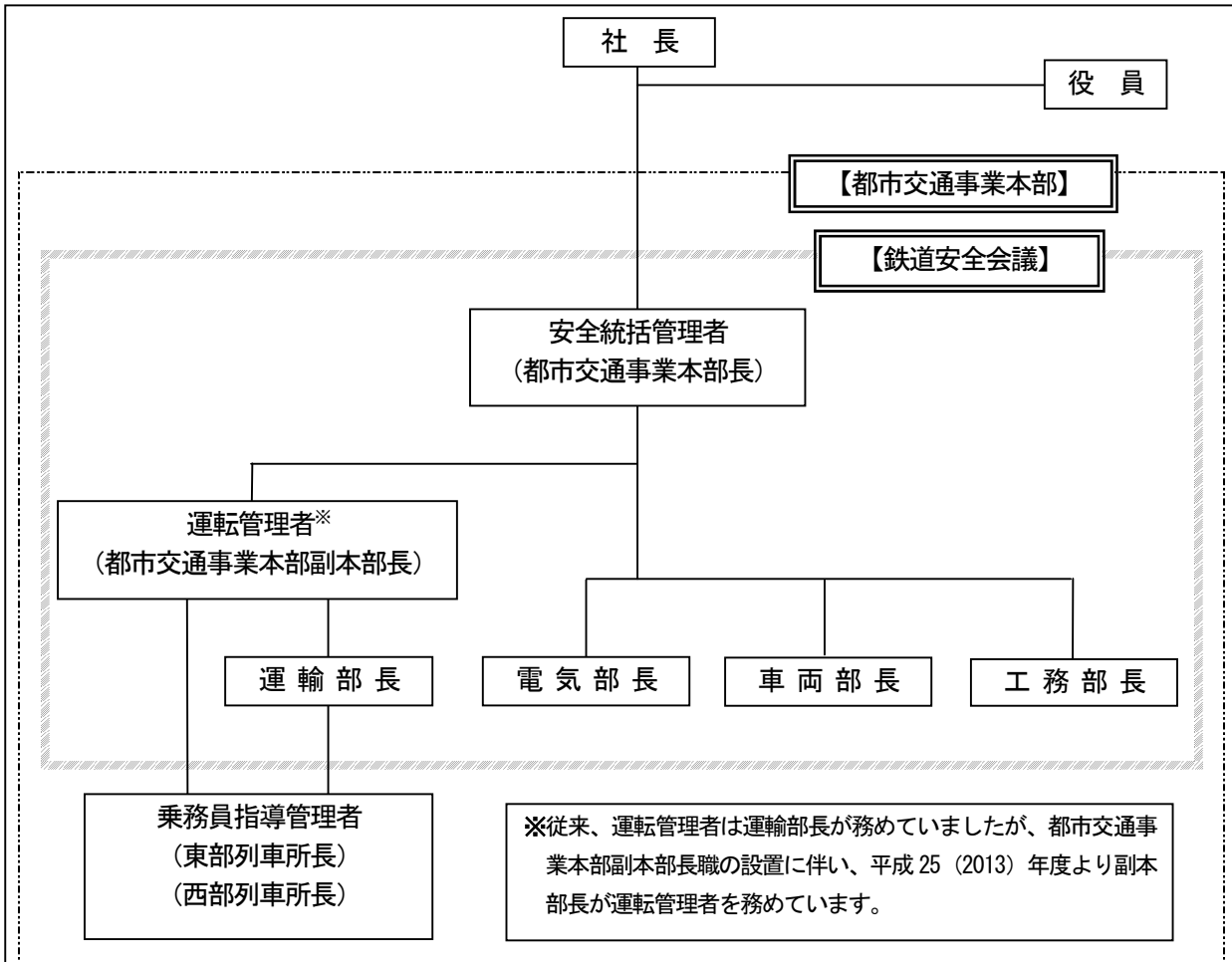
当社では、「安全目標」を次のとおり定めており、昭和 60（1985）年 4 月以降、今日まで責任事故皆無を継続しております。

### ● 責任事故ゼロの継続

## IV. 安全管理体制と方法

### 1. 安全管理組織体制（概要図）

安全管理の推進に特化する組織として、「鉄道安全会議」を設置しています。



### 2. 管理者の役割

都市交通事業本部に安全統括管理者等を選任し、輸送の安全確保に係る役割を定めています。

役 職	役 割
社 長	輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
安全統括管理者 (都市交通事業本部長)	輸送の安全の確保に関する業務を統括管理する。
運 転 管 理 者 (都市交通事業本部副本部長)	安全統括管理者の指揮の下、列車の運行、乗務員の資質の保持、その他運転に関する業務を管理する。
運 輸 部 長	運転管理者の指揮の下、その業務を補佐する。
乗務員指導管理者 (東部・西部各列車所長)	運転管理者の指揮の下、乗務員の資質の保持に関する事項を管理する。
電 気 部 長	安全統括管理者の指揮の下、電気施設に関する事項を総括する。
車 両 部 長	安全統括管理者の指揮の下、車両に関する事項を総括する。
工 務 部 長	安全統括管理者の指揮の下、軌道・土木・建築施設に関する事項を総括する。

### 3. 安全管理方法

#### 3-1 鉄道安全会議

鉄道安全会議は、都市交通事業本部トップ（安全統括管理者以下、運転管理者、鉄道の各部長〔運輸部、電気部、車両部、工務部〕等）により構成され、安全に関する事項について、検討、決定及び指示する会議体です。原則として月2回開催されます。

#### 3-2 鉄道安全連絡会等の各種定例会議

鉄道各部の課長クラスで構成し、各部の業務及び事故・トラブルについて情報を共有し、原因・対策等について協議・検討等を行う会議体です。さらに、業務遂行上の種々の案件について鉄道安全会議へ上申するとともに、鉄道安全会議での決定事項、指示事項等を円滑かつ確実に遂行していくため、相互確認する会議体でもあります。

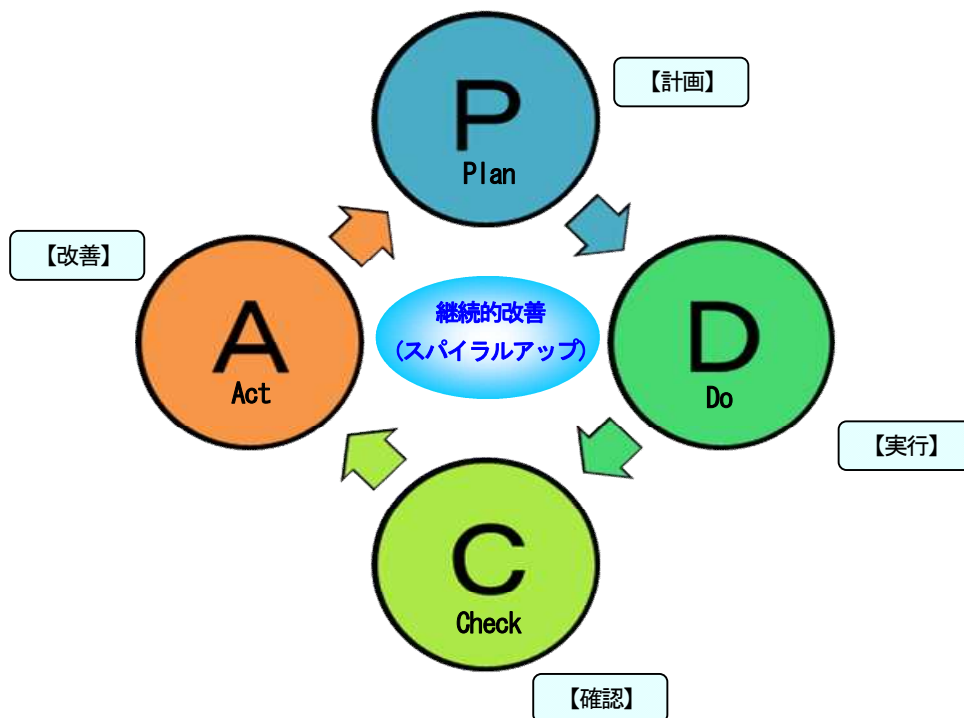
#### 3-3 非常時対応体制

鉄道非常事態（列車運転事故、災害〔風水害、地震、火災〕等により会社の施設内で多数の死傷者を生じ、または会社の施設の復旧に長時間を要する事態）の発生に備え、非常事態対策規則等を策定し、非常時対応体制（全社）を構築しています。鉄道非常事態が発生すると、鉄道非常事態対策本部を設置し、救護、復旧、輸送の応急処置を迅速的確に行い、被害を最小限にとどめることに努めます。

また、鉄道非常事態には至らないものの、都市交通事業本部として、警戒、復旧、救護等の措置を講じる必要のある事態の発生に備え、都市交通事業本部内規として各部の任務等に関する基本的な事項を定め、連絡、連携を円滑にし、被害を最小限にとどめることに努める体制をとっています。

#### 3-4 PDCAサイクルの活用

安全確保に関する種々の取組みを安全マネジメントシステム（P=Plan〔計画〕・D=Do〔実行〕・C=Check〔確認〕・A=Act〔改善〕）により機能させ、より精度の高い安全確保を目指して、スパイラルアップを図っていきます。



#### 【社長によるマネジメントレビュー※の実施】

- ・平成 26 (2014) 年 2 月、マネジメントレビューとして都市交通事業本部の各部長から社長へ安全施策の実施結果を報告しました。
- ・平成 24 (2012) 年度より、鉄道安全会議に社長が出席し、各部長が報告することとしましたが、これにより、各部の取組み結果を詳細に社長へ報告でき、また社長の指示がより適切に各部に伝わるようになりました。

※マネジメントレビューとは、PDCAサイクルのAに該当するもので、安全管理体制が適切に運営され、有効に機能していることを確認し、必要に応じて見直し・改善を行う活動です。



安全施策 2013 マネジメントレビュー

### 3-5. 運輸安全マネジメント評価

国土交通省が実施する運輸安全マネジメント評価は、運輸事業者の安全管理体制が適切に構築され、機能しているかについて確認・助言が行われるものです。

当社では、平成19 (2007) 年6月に第1回目の評価を受け、以降昨年度まで計6回の評価を受けています。

6回目となる平成25 (2013) 年10月の運輸安全マネジメント評価では、次のように安全管理体制の維持及び改善に関する取組みについて評価されるとともに、更なる安全文化の定着と安全性向上のための安全管理体制の継続的な改善に向けた提言等を受けました。

#### 〔評価事項〕

- ①経営トップの、安全管理体制の更なる強化に向けた主体的関与
- ②安全施策の策定におけるプロセスの見直し
- ③部門間のコミュニケーション状況を評価し、その脆弱点を解消するための新たな施策の立案・実施
- ④ヒヤリハット情報等の傾向の把握を行い、対策すべき事象の抽出及び原因分析から未然防止策を策定・実施し、事故の未然防止に繋げている一連の取組み
- ⑤PDCAサイクルが有効に機能した重大事故対応の施策

#### 〔提言事項〕

- ①安全重点施策の各種取組みについて、「重点的に取り組む項目」を明確にするなどメリハリを付けるとともに、その取組結果を詳細に分析・検証し、次年度の取組みへ反映させる工夫
- ②現場からの意見・要望は、その取扱いについて手順又はフロー等を策定するとともに、改善に向け適切に管理する仕組みの構築

なお、前回評価において当社の安全管理体制に対し一定の評価をいただいたことから、平成 26 (2014) 年 2 月には、次回の評価が前回評価から概ね 2 年後となる旨、国土交通省より通知を受けています。



平成 25 (2013) 年度の運輸安全マネジメント評価

# V. 鉄道事故等と再発防止措置

## 1. 鉄道運転事故・インシデント・輸送障害の発生件数

### 【事故等報告（鉄道事業法・鉄道事故等報告規則に基づく報告）】

平成 25（2013）年度の事故は 4 件でしたが、全てが線路内立入り等による人身障害事故によるもので、当社の起因で発生したものではありません。また、平成 25（2013）年度は、輸送障害が 5 件発生しました。

		平成 25(2013)年度	平成 24(2012)年度	平成 23(2011)年度
事故	列車衝突事故	0	0	0
	列車脱線事故	0	0	0
	列車火災事故	0	0	0
	踏切障害事故	0	2（2）	2（2）
	道路障害事故	0	0	0
	鉄道人身障害事故	4（4）	9（9）	6（6）
	鉄道物損事故	0	0	0
合計		4	11	8
インシデント		0	0	1
輸送障害		5 [5]	4 [2]	2 [0]

※（ ）数は、線路内立入り等による人身障害事故件数 [内数]

[ ] 数は、自然災害・自殺等による件数 [内数]

## 2. インシデント・輸送障害の内訳

### 【インシデント報告（鉄道事業法・鉄道事故等報告規則に基づく報告）】

インシデントとは、「鉄道運転事故には至らなかったが、事故が発生するおそれがあると認められる事態」のことです。平成 25（2013）年度の発生はありませんでした。

(件数)

閉そく 違反	信号 違反	信号 冒進	本線 逸走	工事 違反	車両 脱線	施設 障害	車両 障害	危険物 漏えい	その他	計
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

### 【輸送障害の内訳】

輸送障害とは、鉄道による輸送に障害を生じた事態であって、鉄道運転事故（上述の列車衝突事故・列車脱線事故等 7 項目）以外のものをいいます。

	平成 25(2013)年度	平成 24(2012)年度	平成 23(2011)年度
鉄道係員が原因の場合	0	0	0
車両・施設等が原因の場合	0	2	2
鉄道外の場合 (自殺、火災等)	4	2	0
自然災害の場合 (風水害、地震等)	1	0	0
総件数	5	4	2



### 3.主な輸送障害の内容 [平成 25(2013)年度実績]

#### ○輸送障害（地震発生）

##### ①発生日時・場所

平成 25(2013)年 4 月 13 日 午前 5 時 33 分頃 全線（本線・阪神なんば線・武庫川線・神戸高速線）

##### ②概要

淡路島を震源とした地震発生により、当社沿線に設置されている震度計が震度 4 を計測したため、列車無線を通じて運行中の各列車に非常停止指令の放送が自動的に行われ、全線で列車運行を停止しました。

##### ③対応

地震がおさまった後、午前 5 時 57 分から速度規制をかけて運転を開始しました。全線の設備の巡視点検の結果、異常がないことが確認できたため、午前 9 時 00 分から通常速度での運転を再開しました。この影響により、約 600 本の列車に運休や遅れ等の影響がありました。

#### 【「安全点検セット」の配置】

- ・電気部及び工務部では、大地震発生時に施設点検担当者が電気施設、土木・建築施設、機械設備及び軌道施設の初動点検を速やかに開始できる取組みとして、平成26（2014）年3月より、変電所や主要駅などの拠点に「安全点検セット」を配備しています。
- ・「安全点検セット」を沿線各所に配備することで、施設点検担当者が外出先で、あるいは勤務時間外に地震に遭遇した場合でも拠点に直接赴くことで、迅速に点検箇所に出動できるようになりました。



# VI.安全施策

## 1 安全施策 2013・安全重点施策の実施結果 [平成 25(2013)年度]

安全施策 2013 で定めた安全重点施策は、下記のとおりであり、それぞれ確実に取り組みました。

### 1-1 安全管理規程に基づく安全管理体制の充実

- ・ 「安全方針」の周知徹底と安全意識の定着
- ・ PDCAサイクルの内容・手法の周知の継続
- ・ 各職場における社員各々の役割と責任に応じた必要な知識・技術の習得及び向上
- ・ 列車間の安全確保の方法や異常時対応等、運転取扱いに関する規程類に関する教育・訓練の実施

### 1-2 安全確保を最優先とする企業風土の醸成及びコンプライアンスの徹底

- ・ 各種運動及び点検の定期的な実施による社員への安全意識の浸透
- ・ 安全意識アンケート調査の継続実施による社員等の安全意識の浸透状況の確認と、昨年度の調査結果を踏まえた安全管理規程・安全施策・安全報告書の認識度をはじめとする意識向上の取組みの継続
- ・ 経営トップ（社長）、安全統括管理者（都市交通事業本部長）及び各管理者（各部長）の巡視、講話、念達等の実施による安全意識の更なる向上とそれぞれの責務の遂行状況の検証及びコンプライアンスの徹底



甲子園駅改良工事視察（社長）



非常呼集訓練時訓辞（都市交通事業本部長）



パンタグラフ脱着作業教育の視察（社長）



鳴尾連立工事視察（都市交通事業本部長）

上記写真のような経営トップ、安全統括管理者及び各管理者による巡視・講話を随時実施したほか、1-1、1-2の施策に対しては、年5回ある次の運動期間中を中心に、年間教育訓練計画を策定し、各教育を確実に実施しました。

- |                      |        |
|----------------------|--------|
| ・ 春の全国交通安全運動         | 4月     |
| ・ 運転保安に関する特別総点検      | 6月     |
| ・ 鉄道・軌道及び索道の安全運転推進運動 | 7月     |
| ・ 秋の全国交通安全運動         | 9月     |
| ・ 年末年始の輸送等に関する安全総点検  | 12月～1月 |

### 1-3 事故の芽・ヒヤリハットに関する取組みの確実な運用の継続

- ・ 日常から社員同士の積極的なコミュニケーションを図り、知識・経験の共有による安全風土の醸成に努め、事故の芽・ヒヤリハット等のリスク情報を確実に報告するよう心掛けました。  
→事故の未然防止のため、運転支障が顕在化していないヒューマンエラーやトラブルについて、収集、報告する体制の充実を図りました。
- ・ 報告された事故の芽・ヒヤリハット事象の原因と対応策を検討し、それらを現場へフィードバックさせるシステムを継続して運用しました。
- ・ このシステムが確実に機能するよう、日常から社員同士の積極的なコミュニケーションを心掛けました。
- ・ このシステムにおける「分析」から「フィードバック」に至る各段階（鉄道安全会議、鉄道課長会議、鉄道安全連絡会、（各部）鉄道安全会議等）で情報の有効な活用方法を継続して検討し、実践しました。
- ・ 各部・各職場が取り組みやすくなる手法を絶えず検討し、積極的に提案・改善しました。  
→事故の芽・ヒヤリハット情報をより効果的に収集するための手法として「安全目安箱制度」を開始しました。
- ・ 事故防止対策の有効性の把握に継続して取り組みました。  
→「事故、インシデント、事故の芽・ヒヤリハット」に対して実施した対策については、各部及び鉄道安全連絡会で、その有効性を検証し、必要に応じて鉄道安全会議へ報告するなど、有効性の把握への取組みを継続しました。
- ・ 事故の芽・ヒヤリハットに対して職責に応じた教育訓練を実施しました。
  - (1) マネジメント全般に携わる者  
取組みの推進、分析等に関する事項
  - (2) 施策の管理に携わる者  
取組みの目的、基礎の熟知と教示、分析等に関する事項
  - (3) 施策の実務に携わる者  
気付く力と研鑽する意識の向上等に関する事項  
→所定の教育訓練、外部研修等の受講、その他各種文献による知識、技能習得等により、それぞれの立場における観点で、各自が習得を心掛けました。
- ・ 事故の芽・ヒヤリハットのうちヒューマンエラー事象の原因分析の継続及び注意喚起の継続的発信を実施しました。  
→ヒューマンエラー事象の背後要因を含めた原因分析に関する取組みを継続して実施し、得られた分析結果について、引き続き情報の水平展開を図りました。  
→定期的かつ継続的にヒューマンエラー防止の注意喚起を実施し、再発防止に努めました。

#### 【運転業務研究発表会での発表と受賞】

- ・ 平成 25（2013）年 11 月、一般社団法人日本鉄道運転協会が主催する第 34 回運転業務研究発表会において、運輸部運転課（運転指令室）が「よりの確な指示方を目指して～運転指令室支援システムの構築～」と題する取組みを発表しました。
- ・ 車両故障等の異常発生時における運行ダイヤの早期復旧を目的として、運転指令室から列車乗務員に対する迅速かつ正確な指示方法を模索し、その対応処置についてパソコンを活用した支援システムの構築事例を発表して、同協会より会長賞をいただきました。



### 【「安全目安箱」の設置】

- ・運輸部では、輸送の安全性の更なる向上を図るための取組みとして、平成26（2014）年1月に「安全目安箱制度」を創設し、各職場に「安全目安箱」を設置しています。
- ・この「安全目安箱制度」は、輸送現場で操業中、作業中に気づいた「ヒヤッとしたこと」「危ないと感じたこと」など安全上の懸念を「安全目安箱」に投函し、その情報を共有することで、他の者への注意喚起や、場合によっては防止対策を施して事故を未然に防ごうとする試みです。
- ・平成25（2013）年度（平成26（2014）年1月～3月）には、約30件の意見が寄せられました。



安全目安箱

安全“きづき”シート	
いつ	平成 年 月 日 ( ) 運出 ( ) 天候 ( )
どこで【必須】	
だれが	自分・他の係長・お後さま・その他 ( )
何をしていた時	
どうなった【必須】 （ヒヤッとした内容・危なっかしい内容）	
原因 （複数回答可）	知識不足・技能不足・注意不足・連絡不足・異常事態・設備に不備あり 疲労・体調不良・思い違い・滑った判断・忘れ・間違えた・異常値 見づらかった・見付かなかった・その他 ( )
対策 こうすればよいという事が あれば書いてください	
その他 何かあれば簡単に 記入してください	

安全きづきシート

### 1-4 大規模災害・事故等を想定した非常時への対応

- ・大規模災害・事故等発生時における対応について、旅客の避難誘導や被災した設備の復旧等に直接携わる者が、有事の際に迅速かつ的確に行動できるよう、計画的・継続的に教育・訓練を実施するとともに、教育・訓練方法や対策設備の検証を行いました。
- ・公共交通事業者による被害者等への支援を迅速かつ的確に行うため、国土交通省が策定する「公共交通事業者による被害者等支援計画作成ガイドライン」を受けて、支援の体制や内容等に関する計画案の策定を検討しました。
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行を受けて、対策の内容及び実施方法等に関する業務計画を策定しました。

### 【非常事態対策本部設置訓練の実施】

- ・平成25（2013）年4月、地震・津波への対応をはじめとした非常時対応への取組みとして、非常事態対策本部設置訓練を実施しました。
- ・この訓練では、和歌山県沖を震源とするマグニチュード9クラスの地震と、これに伴う大津波警報の発令を想定し、各警報や被害状況等についての情報伝達を行い、対策本部を設置して、社長以下関係各部の責任者が参集しました。
- ・対策本部では、お客様や部員の避難状況、施設や車両の被害状況等を各責任者が社長に報告しました。



非常事態対策本部の設置

## 2. 内部監査の実施

- 「鉄道輸送の安全確保に関する内部監査実施要領」に基づき、都市交通事業本部の各部は監査計画等を策定し、確実に実施しました。
- 有効性に着目した内部監査の実施及び内部監査自体の有効性の検証を行いました。
  - 有効性に着目した内部監査を実施しました。
  - 内部監査自体の有効性を検証する場（会議）を関係者間で設定し、その結果を反映した内部監査計画を立案しました。
- 内部監査の客観性をより高めるため、部門でのクロスチェック体制を継続しました。
  - クロスチェック体制の有効性向上のため、監査部・被監査部の組合せの見直しも含めて監査計画を立案しました。
- 内部監査員の力量の維持・向上及び確認に向けた取組みを実施しました。
  - 内部監査員の力量の維持・向上の観点において、外部研修の継続、他監査への立会を継続しました。
  - 内部監査員の力量の確認の観点において、受講した外部研修後や他監査への立会後にアンケート等を実施し、確認しました。また、その結果を研修計画等に反映させました。
- 内部監査における指摘事項・提言事項及び内部監査部による提言事項に対して確実に対処しました。

## 3. 安全意識アンケートの実施

平成 22（2010）年度から、社員の安全への意識や各取組み等の周知度を確認するため、都市交通事業本部の社員全員を対象として、安全意識アンケートを実施しています。平成 25（2013）年度は、9 月に約 1150 名を対象に実施しました。

今回のアンケートの結果、前回（平成 24（2012）年 9 月実施）のアンケート結果と同様、安全方針に対する取組み、事故の芽・ヒヤリハット情報の重要性の理解、安全に対する知識保有や意識向上等に対する意識が高いレベルで維持されていることが分かりました。また、各部における教育、会議体での改めての周知徹底など、各取組みにより安全管理規程、安全施策、安全報告書の認識度、周知度が向上していることが分かりました。今後もこのアンケートを継続して実施し、結果を安全施策に反映させていきます。

[記入日] 2013 年 月 日

**安全意識アンケート調査 [2013 年度]**  
都市交通事業本部

鉄道輸送の安全に関わる施策の一環として、社員の皆様の安全意識を調査させて頂き、今後の安全への取組みへの参考とさせて頂きたいと考えています。ご協力の際、よろしくお願いたします。

■最初にご自身の所属部署等について、該当する項目の□にチェック(○)してください。

1. 所属部署  運輸部  電気部  車両部  工務部

2. 職 場 運輸系:  列車所  駅  本社 (検査所・運転所を含む)  
技術系:  検査 (電気形試験各事務所・電力指令所、車両工場・検査車庫、荷役係・立降等検査事務所)  
 本社 (車両検査所検査所・検査事務所を含む)

3. 職 階  経営職  指導職  実務職

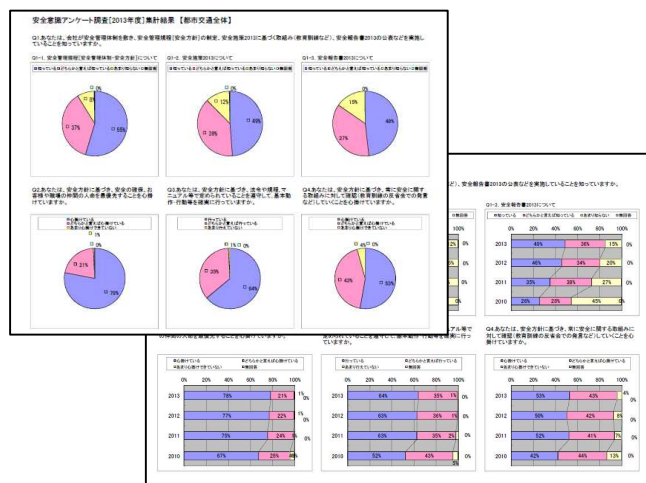
4. 勤続年数  5 年未満  5 年以上 10 年未満  10 年以上 15 年未満  
 15 年以上 20 年未満  20 年以上 30 年未満  30 年以上

■各設問に対して、**自分自身の「行動」**「考え」【思い】として、該当する項目の□にチェック(○)してください。

Q1. あなたは、会社が安全管理体制を敷き、安全管理規程（安全方針）の制定、安全施策 2013 に基づく取組み（教育訓練など）、安全報告書 2013 の公表などを実施していることを知っていますか。  
【01-1. 安全管理規程（安全管理体制・安全方針）について】

知っている  どちらか一方だけ知っている  あまり知らない

安全アンケート調査票



安全アンケート調査集計結果

## Ⅶ.安全対策の実施状況

### 1.教育・訓練の実施

#### 1-1 教育・訓練 [平成 25(2013) 年度実績]

都市交通事業本部の各部は安全施策 2013 に基づく行動計画（年間教育・訓練計画）を策定し、確実に実施することにより、社員の技能、知識、資質等の向上、維持に努めています。

#### [主な教育内容]

##### ①共通事項

- ・年5回ある各種運動・点検の定期的な実施による鉄道従事員の安全意識の醸成
- ・各職場における社員各々の役割と責任に応じた必要知識・技術の習得、維持及び向上の継続
- ・法令、規程、規則等の遵守の徹底

#### 【安全講演会の開催】

- ・平成 26 (2014) 年 3 月、鉄道部門の社員とグループ会社の安全担当者等約 100 名を対象に、外部から講師をお招きして、安全講演会を開催しました。
- ・この講演会では、気象予報士・防災士の正木 明様より、「異常気象の現状～その時の心がまえとは～」と題して、最近の気象・異常現象の現状や自然災害時の状況について実例をご紹介いただきました。



##### ②運輸部門

- ・助役（指導職）、乗務員（運転士、車掌）、駅係員を対象にそれぞれ養成教育を年 1 回実施
- ・乗務 1 年以下の新任乗務員を対象に、職種毎に定められた時期に振返りのための懇談会を実施
- ・新任運転士、車掌を対象に、定められた時期に追指導を実施
- ・助役、乗務員、駅係員を対象に、各列車所、駅管区毎に懇談会を年間 4 回（延べ約 150 回）開催
- ・乗務員を対象として、随時列車添乗指導を実施 等



懇談会（安全施策に関する教育）

#### 【指導操縦者と指導車掌を対象に指導力向上研修を実施】

- ・平成25 (2013) 年度より、乗務員（運転士・車掌）に教育指導を行う指導操縦者と指導車掌に任命された者全員を対象に、乗務員に対して専門的知識と技術の習得のみを教授するだけでなく、人材を育成する観点からの指導方法を習得するための研修を実施しました。

### ③施設（電気・工務）部門

- ・ 職長教育を年 1 回実施
- ・ 列車防護教育の実施（部署によって年 1～2 回実施）
- ・ 各設備の構造・取扱い、施設保守・規程類に関する教育 等



保線業務教育



信号通信設備の基礎教育

### ④車両部門

- ・ 車庫構内運転時の基本動作の重点指導を年 5 回実施
- ・ 検査場等の安全開閉装置（運転用電力供給の ON・OFF）などの設備取扱い教育の実施
- ・ 相互乗入車両（近鉄）の技術知識に関する教育の実施 等

#### [主な訓練内容]

##### ①合同訓練

- ・ 非常呼集訓練（非常事態を想定し早朝に呼集する訓練）を年 3 回実施
- ・ 脱線復旧訓練を年 2 回実施
- ・ 信号保線合同訓練（レール更换等）を年 3 回実施 等



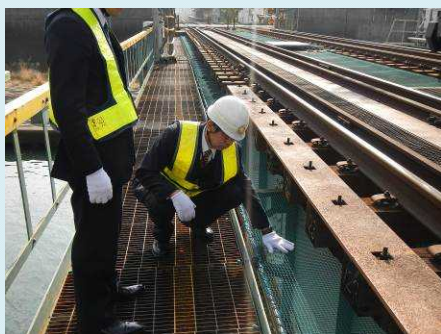
脱線復旧訓練



信号保線合同訓練

### 【津波避難誘導訓練の実施】

- ・平成25（2013）年12月から平成26（2014）3月にかけて、阪神なんば線新淀川橋梁上において、地震・津波発生時のお客様の避難誘導方法を確認するため、全乗務員を対象とした津波避難誘導訓練を実施しました。
- ・新淀川橋梁では、平成24（2012）年度に、地震・津波対策として、橋梁上に緊急停止した列車から線路へ降りるための梯子や、避難方向と距離がわかるよう距離標など津波対策を施しましたが、本訓練はこれら施設の使用方法について、現地を確認し、習熟するため実施したものです。

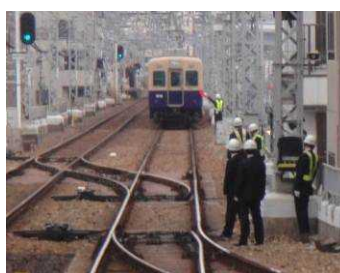


### ②運輸部門

- ・本線路上で実車の訓練列車を使用した異常処置訓練（緊急地震速報発報時の対応等）及び車庫線における異常処置訓練（車両故障等の対応など）を年2回実施
- ・地下駅防災訓練を年2回実施、地下線における列車火災訓練を年2回実施
- ・分岐器の手動扱い訓練及び連動機の駅扱い訓練を年間を通じて計画的に実施（延べ約130回）
- ・踏切道手動扱い訓練を年4回実施
- ・連結解放訓練を年1回実施
- ・神戸高速線において車両故障時対応訓練等の異常時訓練を年間を通じて計画的に実施 等



地下駅防災訓練



分岐器の手動扱い訓練



### ③施設（電気）部門

- ・ 信号設備障害復旧訓練及び緊急自動車出動訓練を年3回実施
- ・ 変電設備故障復旧訓練及び緊急自動車出動訓練を年2回実施
- ・ 重トロリー（保守用車両）運転取扱い訓練を年1回実施 等



信号設備障害復旧訓練



変電設備障害復旧訓練



緊急自動車



重トロリー運転取扱い訓練

### ④車両部門

- ・ 脱線復旧訓練を年5回実施
  - ・ 連結器アダプタ※の連結、解放訓練を年5回実施
  - ・ 電動ホイストクレーン・玉掛作業取扱い訓練を年1回実施 等
- ※連結器アダプタ：非常時対応として、連結器の異なる車両同士を連結する場合のアタッチメント（付属品）



連結器アダプタの連結、解放訓練



電動ホイストクレーン・玉掛け作業訓練

## ⑤施設（工務）部門

- ・保線機械器具の取扱い及び保線作業員の教育訓練（レール運搬台車及び門型クレーンの取扱い講習、分岐器トングレール更換訓練、PC まくら木更換訓練）を年3回実施
- ・重トロリー（工事用運搬車）脱線復旧訓練、レール折損事故時の応急復旧訓練を各年1回実施
- ・淀川防潮扉操作訓練、地下駅水防訓練を年1回実施 等



分岐器トングレール更換訓練



重トロリー脱線復旧訓練



地下駅水防訓練

### 【大物実習所（大物駅東方阪神なんば線高架下付近）における合同訓練の実施】

- ・「大物実習所」は、平成 21 (2009) 年度に開所し、電気係員、保線係員それぞれの知識・技能向上と技術継承及び相互理解を深めるため、平成 23 (2011) 年度に再整備した総合的な技能教育訓練施設です。
- ・平成 25 (2013) 年 10 月、この訓練施設において、電気部と運輸部と合同で「労働災害を想定した訓練」を実施しました。より実態に即した訓練とするため、尼崎市消防局東消防署のみなさまにもご協力いただきました。
- ・この訓練では、電気部係員が鉄柱上に造られたカラスの巣の除去作業中に感電し、鉄柱上で失神したため、消防へ救助を依頼したとの想定で行いました。電気部係員、運輸部係員、消防隊員との連携及び情報伝達等を行い、救助隊と救急隊のみなさまに被災者の救助にあたっていただくという実践さながらの訓練を行いました。



## 1-2 乗務員（運転士・車掌）の養成

### ①運転士

運転士になるためには、国家資格となる動力車操縦者運転免許が必要です。この運転免許取得のために、国土交通大臣の指定を受けた養成所である当社教習所にて、所定期間の学科講習（運転法規・運転理論・鉄道車両構造等）及び技能講習（乗務講習、出庫点検、応急処置等）を経て、同運転免許試験に合格しなければなりません。

また、養成所に入所するためには、満年齢 21 歳以上で原則として車掌経験 2 年以上等の諸条件を満足する社員の内、社内登用試験（適性検査・知能検査・学科試験・日常業務成績・身体検査）に合格する必要があります。合格後も添乗計画を定めて、列車所助役が実務技能について継続的に指導を行い、安全運転のための技能向上を促しています。

## ②車掌

車掌になるためには、1年以上の駅係員の経験を積んだ者の内、社内登用試験（適性検査・知能検査・学科試験・日常業務成績・身体検査）によって選抜し、所定期間、教習所に入所、車掌に必要な基礎知識と技能を習得させる学科講習（運転法規・車掌業務[作業基準]、接遇・車内放送等）、技能講習（乗務講習・出庫点検・応急処置等）を経て、それらの社内修了試験に合格しなければなりません。

## ③運転シミュレータによる教育

平成 23（2011）年 8 月に導入した運転シミュレータは、運転台で操縦すると前面の液晶モニタに路線の映像が表示され、昼間、夜間や晴れ、雨、濃霧など様々な天候下での実際の運転状態が再現できます。また、CG映像により数々のアクシデントを設定することで、実際の業務中に体験することが稀である、または実際の車両では訓練できない事故・故障等が疑似体験できます。その処置方法を反復して訓練することによって、乗務員が実際に異常事態に遭遇した場合、即座にかつ的確に対処できる能力の向上に大いに役立っています。

※異常時の訓練メニューとして、地震発生、信号機の故障、踏切道での自動車直前横断、地下線内トンネル火災、車両の故障などが装備されています。



学科講習状況



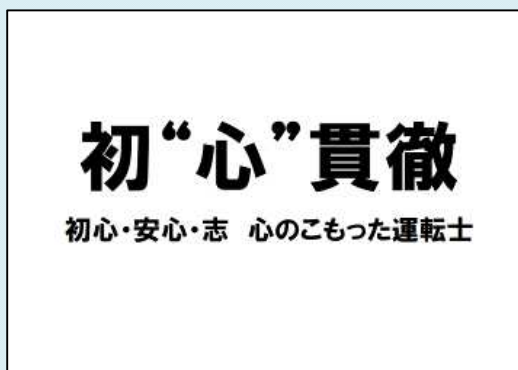
運転士訓練状況



車掌訓練状況

### 【教習所における乗務員（運転士・車掌）の養成】

- ・ 運転士・車掌を養成する教習所では、安全を確保する乗務員の養成に全力で取り組んでいます。
- ・ 入所者は、事故を起こさない運転士・車掌になるために自ら共通の「我らの目標」を定めておりますが、平成 25（2013）年度からは、その目標を刻んだキーホルダーを携行しています。



平成 25（2013）年度  
運転士見習生目標



キーホルダー

## 2. 設備対策・検査点検

### 2-1 プラットホーム上での転落防止等の安全対策

お客様のプラットホームへの転落防止及び転落時の事故防止のため、以下の対策を計画・実施しています。

#### ①内方線の設置

視覚障がい者をはじめとするお客様がホームから転落することを防止し、安全かつ安心して円滑に駅を利用できるようにするため、点状ブロックに内方線（ホームの内方側が認識できる線状のブロック）を併設しており、全駅への設置が完了しています。



内方線付き JIS 規格ブロック

#### ②発光式列車接近表示器の設置

神戸三宮駅の各ホームでは、ホームからの転落防止対策及び列車との接触防止対策として、ホーム床面の光で、列車の接近・発車をお知らせするLEDによる発光式の列車接近表示器を設置しています。万が一の火災発生時には自動火災報知機と連動して点灯し、その後停電になっても非常用電源により点灯を保持することでホーム端の位置を知ることができます。



ホーム床面発光式列車接近表示器

#### ③プラットホーム嵩上げ・楡状ゴム設置

御影駅では、プラットホームと車両乗降口床面との段差、隙間を縮小するために、プラットホームの嵩上げ、楡状ゴムの設置を行っています。楡状ゴムは、車両と接触しても支障がなく、これまでよりも車両側に寄せて設置することができるものです。

これらの取組みにより、プラットホームと車両乗降口床面との段差を解消、隙間を縮小し、乗降時の安全性を向上しています。



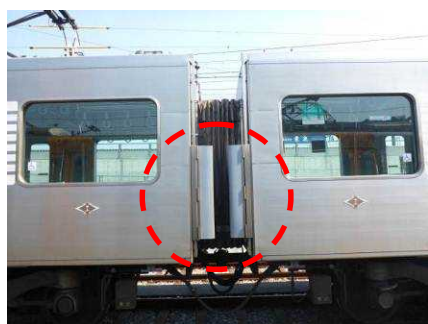
楡状ゴム 設置状況



楡状ゴム（拡大）

#### ④車両間の転落防止幌・転落防止放送装置

お客様がホームから車両の連結間へ転落される事故を未然に防止するため、ゴム製の外幌を、先頭部同士の連結間を除くすべての車両に設置しています。なお、編成の連結・解放を行う先頭車同士の連結部（1000系・9000系車両）には、音と音声で注意を促す転落防止放送装置を設置しています。



転落防止幌



転落防止放送装置

#### ⑤非常通報装置

お客様がプラットホームから軌道上に転落された場合、軌道内に敷設した検知マットによる検知、又はプラットホーム上に設置した非常通報ボタンを操作することにより、乗務員及び駅係員に表示灯と警報ブザーによって異常を知らせ、事故を未然に防止する装置を設置しています。

【転落検知マット設置駅】

設置駅：梅田、杭瀬、甲子園、御影、九条、ドーム前

【非常通報ボタン設置駅】

平成23（2011）年度に全駅（49駅）設置完了



転落検知マット



表示灯



非常通報ボタン



#### ⑥ITV（車掌確認用モニター）

曲線ホームや、ホーム上の建築物により、車掌が目視でお客様の乗降を確認できない場合に設置しています。平成26（2014）年3月末現在、30駅にカメラ121台、モニター190台を設置しています。



ITVモニター



ITVモニター（拡大）

## ⑦待避用ホームステップ

ホーム下等へ避難困難な箇所において、お客様が軌道上へ転落された場合に、速やかにホーム上へ避難できるような一定間隔で待避用ホームステップ（梯子形式・バー形式）を取り付けています。



待避用ホームステップ  
(左側破線内がバー形式、右側破線内が梯子形式)

## 2-2 踏切道での安全対策

### ①踏切障害物検知装置

車が通過する踏切道にはすべて踏切障害物検知装置を設置しています。この装置は、光線を照射する発光器とそれを受ける受光器、列車の運転士に異常を知らせる発光信号器等から構成され、踏切道内の障害物により光線が4秒以上遮断された場合、踏切道手前にある発光信号器が点灯し、列車の運転士に前方の踏切道の異常を知らせます。



発光器・受光器



発光信号器

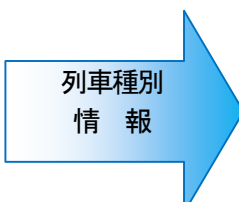
### ②列車種類選別装置（遮断時間の適正化）

遮断機は、列車が一定距離まで近付くと遮断棒を降下する仕組みになっています。しかし、すべての列車が同一地点に近付いて遮断棒を降ろすのでは、列車種別により運転速度や停車駅が異なるため、遮断棒が降りてから列車が踏切道を通るまでの時間の長さが変わり、遮断時間に差異が生じます。

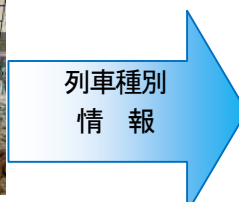
それを解消するため、当社では昭和46(1971)年から列車種類選別装置を導入し、列車の安全運行と踏切道を通行する人や車の安全を確保できるよう、列車種別に応じて全踏切道の遮断時間を適正に制御しています。



車上子



地上子



踏切道

運転士が運転台上に設置された設定器で列車種別を設定すると、その情報は車上子(車上アンテナ)に伝えられます。

地上子(地上アンテナ)から電波を車上子に当てその反射応答により地上の識別装置が列車種別を識別します。

識別された列車種別に応じて、遮断開始のタイミングを変えています。

### ③踏切遮断棒の大口径化

踏切道への自動車の無理な進入等により発生する踏切遮断棒の折損件数の多かった踏切道（年平均2回以上発生）に、大口径遮断棒カバーを採用しました。平成 26(2014)年 3 月末現在、計 7 踏切道に採用しており、折損件数は設置前（平成 16（2004）年度）の 28 件から平成 25（2013）年度は 16 件に減少しました。また、過去 5 年間の折損件数についても平均 18 件で推移しており、踏切遮断棒の大口径化の有効性を確認できました。今後も、状況に応じて展開していく予定としています。

阪神なんば線区間では、交通量が多い 2 踏切道で大口径遮断棒カバー設置と共に注意喚起垂れ幕を設置しています。



大口径遮断棒カバー



注意喚起垂れ幕

(参考)

□踏切道総数 40 カ所（本線 26 カ所／阪神なんば線 5 カ所／武庫川線 9 カ所）

□踏切遮断棒・折損件数

	平成 25 (2013) 年度	平成 24 (2012) 年度	平成 23 (2011) 年度
折損事故 計	5 0 (16)	5 4 (24)	4 5 (13)
車道	3 6 (16)	4 1 (24)	3 8 (13)
車禁又は歩道	1 4	1 3	7

※平成 25 (2013) 年度の踏切遮断棒折損事故は平成 24 (2012) 年度からは 4 件減少しています。今後も監視を継続していきます。

※車禁とは車両通行禁止の踏切道をいいます。

※表中の（ ）内の数字は内数で、大口径遮断棒がある踏切の折損件数を表します。

### ④踏切支障報知装置（非常押ボタン）の設置

非常押ボタンとは、踏切道内で自動車のエンストや脱輪、横断者の立往生等の異常があった場合に、トラブルの原因者や周辺通行者の手動操作（非常押ボタンを押す操作）により、踏切道に接近する列車に異常・危険を報知する設備です。

平成 19 (2007) 年度から順次整備を進め、平成 22 (2010) 年度に計画していた全 38 箇所の踏切道へ設置を完了しています。



非常押ボタン

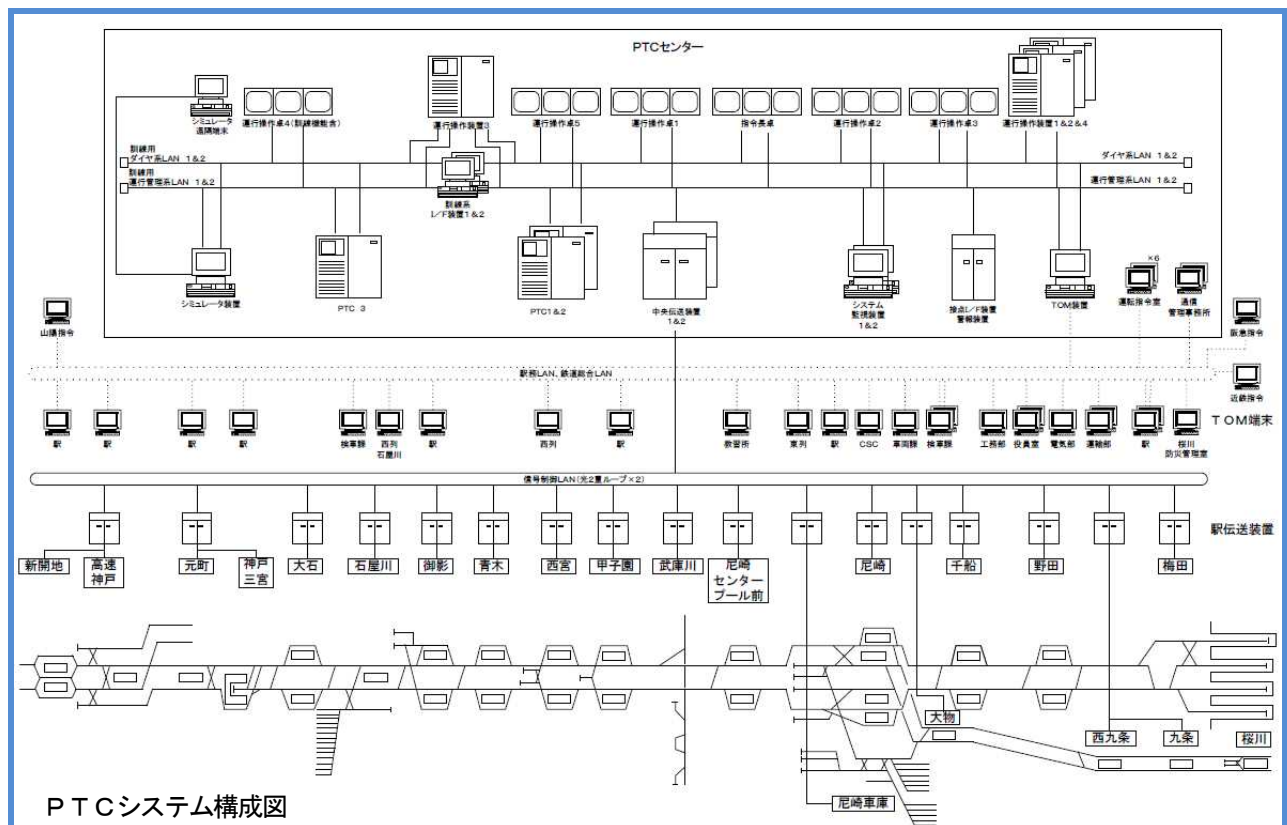
## 2-3 運行上の安全対策

### ① PTCシステム

PTC (Programed Traffic Control/列車運行管理) システムとは、コンピューターを使った列車運行管理システムのことです。コンピューターに記憶された全列車のすべての駅における情報(出発時刻、番線、行先、会社種別、車両種別など)に基づいて、信号現示(表示)やポイント(分岐器)の切替えから、プラットホームにおける案内表示や放送までのすべてが自動的に行われます。

昭和61(1986)年10月から運用を開始したPTCシステムは、安全性向上のため、平成18(2006)年2月、新PTCシステムへ更新しています。

新システムは、運行計画をベースに制御、管理するPTC計算機を3重系とし、ダイヤ乱れ時などにダイヤグラムを変更したり、信号機を手動で制御する運行操作卓を5卓(1卓につき3面のディスプレイ)配置するシステム構成となっています。また、従来からの運行計画管理・自動進路制御・運行監視・ダイヤ変更・運転整理・運行記録・システム状態監視などの機能強化を図ったほか、訓練シミュレーションを行うことができる機能を追加しています。



また、運行状況や気象情報をリアルタイムで鉄道事業各部門に伝えるTOM (Traffic Operation Monitoring/列車運行状況モニター) システムや、PTCシステムと連動し発車時刻、停車駅、乗換えなどの案内を行う旅客案内システムも併せて更新しています。

平成23(2011)年3月には、神戸高速線の元町駅から西代駅の運行管理を実施するために、運行操作卓の増設などPTCシステムの改造を実施しています。



## ②ATS

ATS (Automatic Train Stop/自動列車停止装置) は、列車が信号機の現示に基づいた制限速度以上で走行した場合、自動的にブレーキがかかり、減速・停止させる安全装置です。当社では、速度の制限を5段階(時速 110km, 70km, 50km, 30km, 20km)に分け、制限速度と列車速度を連続的に照合するシステムを採用し、全線に整備しています。

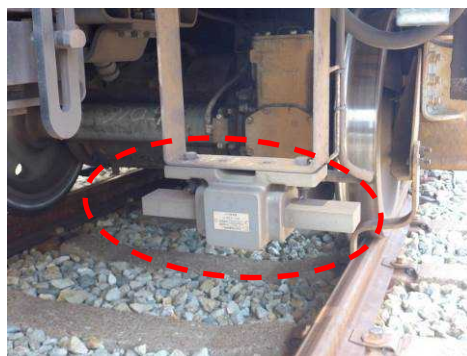
一部の曲線等における速度制限にもこのATSを利用して速度超過を防止しています。

平成 20 (2008) 年度以降、線路の分岐部を対象としたATSの整備を進め、平成 23 (2011) 年度には全対象箇所 28 箇所の整備を完了しています。

なお、桜川～大阪難波間では、近畿日本鉄道仕様の点制御車上連続速度照査方式を採用しています。これは、ATS地上子からの速度制限情報を車上子に伝達し、車上ではこの情報を記憶するとともに、列車速度が制限速度以上の場合、自動的にブレーキがかかるシステムです。



ATS車上装置



地上からのATS信号を受ける受電器

## ③駅誤通過防止装置

列車種類選別装置の情報を利用し、停止すべき列車が駅に接近してくると「列選S標」が点滅を開始し、同時にATSを使用して、列車の入駅速度を制限します。



列選S標

#### ④高架化、地下化

大阪・神戸間を結ぶ当社線は、道路交通量の非常に多い市街地に位置していることから、これまで踏切道除却の立体交差化等の要請が強く、当社も長年にわたり積極的に取り組んできています。その結果、現在の立体化率は、本線で 87%、阪神なんば線で 90%（西九条駅・大阪難波駅間を含む。）、神戸高速線で 100%（元町駅・西代駅間）と非常に高い水準を誇り、踏切事故が大幅に減少しています。

現在は、本線住吉駅・芦屋駅間（神戸市内の住吉駅・魚崎駅間は完成）及び本線甲子園駅・武庫川駅間（西宮市内）で高架化工事を進めています。

##### 【本線住吉・芦屋間高架化工事】

本線住吉・芦屋間の約 4 kmを高架化し、11 カ所の踏切道を除却しようとするものです。平成 21（2009）年 4 月に仮上り線（梅田・大阪難波方面行き）、平成 22（2010）年 10 月に仮下り線（神戸三宮方面行き）に切り替え、現在、高架下り線工事を実施中です。平成 27（2015）年度に高架下り線に切り替える予定です。



高架橋工事現場（魚崎駅・青木駅間）



高架橋工事現場（青木駅部）

##### 【本線甲子園・武庫川間高架化工事】

本線甲子園・武庫川間（西宮市内）の約 2 kmを高架化し、6 カ所の踏切道を除却しようとするものです。平成 23（2011）年 7 月に仮上り線（梅田・大阪難波方面行き）、平成 24（2012）年 10 月に仮下り線（神戸三宮方面行き）に切り替え、現在、高架下り線工事を実施中です。平成 27（2015）年春頃に高架下り線に切り替える予定です。



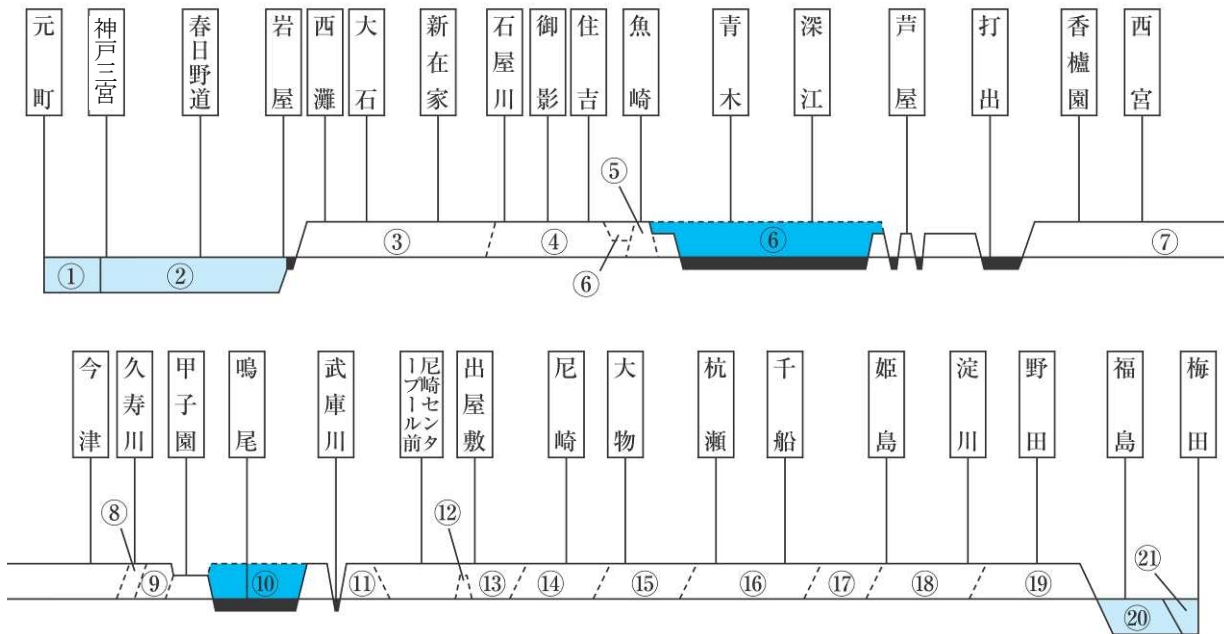
高架橋工事現場（甲子園駅・鳴尾駅間）



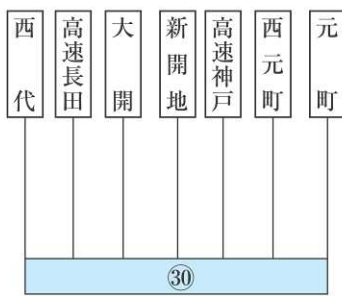
高架橋工事現場（鳴尾駅東方）

● 立体化の状況

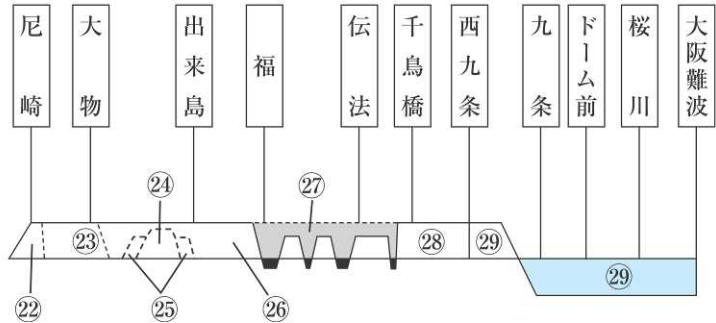
本 線



神戸高速線



阪神なんば線



凡例

	計画高架化区間
	既設高架化区間(盛土を含む。)
	既設地下化区間(切土を含む。)
	地平区間
	現在施工中区間

立体化率	・本 線	87%
	・阪神なんば線	90%
	・武庫川線	0%
	・神戸高速線	100%

番号	場 所	立 体 化 開 通 年 月	除 却 又 は 除 却 予 定 の 踏 切 道 数
①	元 町 ～ 神 戸 三 宮 間	昭 11(1936). 3	0
②	神 戸 三 宮 ～ 岩 屋 間	昭 8(1933). 6	0
③	西 灘 ～ 石 屋 川 間	昭 42(1967). 7	16 ※
④	石 屋 川 ～ 住 吉 間	昭 4(1929). 7	0
⑤	住 吉 川 左 右 岸	平 4(1992). 3	2 ※
⑥	住 吉 ～ 芦 屋 間	工 事 中	11 ※
⑦	堀 切 川 ～ 久 寿 川 間	平 13(2001). 3	16 ※
⑧	久 寿 川 駅 付 近	昭 61(1986). 6	2 ※
⑨	久 寿 川 ～ 甲 子 園 間	昭 58(1983). 1	1 ※
⑩	甲 子 園 ～ 武 庫 川 間	工 事 中	6 ※
⑪	武 庫 川 ～ 尼 崎 センター プール前 間	昭 45(1970). 5	0 ※
⑫	蓬 川 付 近	昭 44(1969). 8	1
⑬	武 庫 川 ～ 尼 崎 間	平 6(1994). 1	7 ※
⑭	尼 崎 駅 付 近	昭 39(1964). 2	3 ※
⑮	大 物 ～ 杭 瀬 間	昭 52(1977). 4	5 ※
⑯	杭 瀬 ～ 千 船 間	昭 52(1977). 4	7
⑰	千 船 ～ 姫 島 間	昭 52(1977). 2	2 ※
⑱	姫 島 ～ 淀 川 間	昭 42(1967). 12	5
⑲	淀 川 ～ 福 島 間	昭 36(1961). 11	6 ※
⑳	野 田 ～ 梅 田 間	平 5(1993). 9	6 ※
㉑	梅 田 駅 付 近	昭 14(1939). 3	0
㉒	尼 崎 駅 付 近	昭 39(1964). 2	2 ※
㉓	尼 崎 ～ 出 来 島 間	昭 53(1978). 3	1 ※
㉔	佃 付 近	昭 55(1980). 1	1 ※
㉕	神 崎 川 付 近	昭 39(1964). 6	3
㉖	大 物 ～ 福 間	平 10(1998). 9	3 ※
㉗	福 ～ 千 鳥 橋 間	未 定	5 ※
㉘	千 鳥 橋 ～ 西 九 条 間	昭 39(1964). 5	0
㉙	西 九 条 ～ 大 阪 難 波 間	平 21(2009). 3	0
㉚	西 代 ～ 元 町 間	昭 43(1968). 4	0

(注)・※は工事の全部又は一部が都市計画事業であることを示す。

- ・③本線西灘～石屋川間の高架は平成7(1995)年1月の阪神大震災による損壊のため、平成7(1995)年6月再建。

## ⑤甲子園駅改良工事

甲子園駅では、プロ野球の開催時などの混雑緩和と、バリアフリー化を図るため、国土交通省等の「鉄道駅総合改善事業費補助」制度を活用し、平成 23 (2011) 年 11 月より駅のリニューアル工事を行っています。平成 25 (2013) 年度には、西改札口側の新設通路やエレベーター工事を実施し、上り(梅田・大阪難波方面行き)・下り(神戸三宮方面行き)ホームのエレベーターを平成 25 (2013) 年 10 月から供用開始しました。平成 28 (2016) 年度に全ての工事が完成する予定です。



上り線 橋梁架設



下りホーム エレベーター設置



西改札口



西改札口 下り降車専用ホーム階段



完成イメージ図

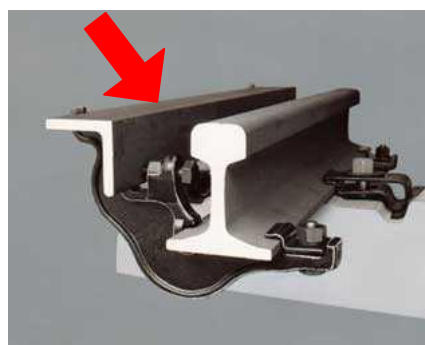
## ⑥脱線防止ガード（線路の脱線防止策）

列車が急カーブを通過する際に脱線するのを防止するため、半径が 300m以下の曲線部において、内軌側レールに「脱線防止ガード」を設置しています。

脱線防止ガードを設置することにより、車輪をレールと脱線防止ガードとの間に挟む形となり、車輪が線路から逸脱するのを防ぐことができます。



脱線防止ガード 設置現場



脱線防止ガード 拡大（L型部）

## 2-4 車両の安全対策

### ①運転士異常時列車停止装置

運転士の体調が急変した場合など、不測の事態が発生した際にも安全を確保できるよう、列車走行中にハンドルスイッチから手が離れると、自動的に非常ブレーキがかかる装置を全運転台に設置しています。



5500系運転台



運転士異常時列車停止スイッチ

### ②運転状況記録装置

車両に万一事故が発生した場合の原因究明や再発防止に役立てるため、列車の速度やブレーキ使用状況等のデータを記録する装置を全運転台に導入しています。



運転状況記録装置

### ③非常通報装置・非常通話装置

客室内で非常事態等が発生した場合に乗務員に通報する装置として全車両に非常通報装置を設置しています。また、これに加えて、インターホンタイプで乗務員との通話が可能な非常通話装置を設置しています。平成 26 年（2014）年 3 月末現在、全車両数 358 両のうち普通車（5500 系、5550 系）と急行車（9000 系、9300 系、1000 系、8000 系[一部]）の 274 両に設置しています。



非常通報装置



非常通話装置

### 【車側灯の大型化】

- ・ ドア扱いの更なる安全性向上の為、1000系車両はドアの開閉状態を示す「車側灯」ランプを大型化しました。これにより、車掌がドアを開閉する際のランプの視認性が向上しています。



大型化した車側灯



従来の車側灯



(左) 大型化した車側灯のランプカバー (右) 従来のランプカバー

### 【出入口付近へのつり革の増設】

- ・ 走行時の車両の揺れに対するお客様の安全を向上するため、従来より5550系、1000系、8000系リニューアル車両には、座席付近のみでなく出入口付近にもつり革を設置していますが、5500系、9000系、9300系の出入口付近にもつり革を増設しています。



増設したつり革

### 【8000系リニューアル工事】

- ・ 新造から約20年経過した8000系車両について、順次リニューアル工事を実施しています。
- ・ 車いすスペース・車内案内表示装置・扉開閉予告ブザー・扉開閉予告灯等のバリアフリー設備を設置・更新する他、客室内の化粧板、床敷物、座席等も更新し、お客様サービスの向上を図っています。
- ・ 制御装置や補助電源装置のオーバーホールも実施し、保安度を高めています。



リニューアル工事中



リニューアル工事後

## 2-5 施設・車両の検査・点検

### 【電気関係施設の検査・点検】

#### ①信号機の定期検査

信号機は、前方の列車状況を運転士に伝える装置で、運転士は信号機の現示に従って運転します。信号機の定期検査では、レンズ清掃や電圧測定、電球の状態確認などを行い、設備の安定維持に努めています。

・検査頻度：1回/年



信号機の定期検査

#### ②踏切保安装置の定期検査

踏切保安装置は、鉄道と道路が平面交差する踏切道に設置されている装置です。定期検査では、列車の接近を知らせる警報機、列車接近時に線路を遮断する自動遮断機、障害物検知装置などの点検を行い、設備の安定維持に努めています。

・検査頻度：3回/年



踏切保安装置の定期検査

#### ③トロリ線摩耗測定

トロリ線は、電車の屋根に取付けられたパンタグラフと直接摺動することによって、電車へ運転電力を供給する役割を持った重要な設備（電線）です。トロリ線は、パンタグラフが摺動することにより徐々に摩耗する（すり減る）ので、定期的にマイクロメータや架線検測車を用いてトロリ線の太さを測定し安全を担保しています。

・検査頻度：2回/年



架線検測車による摩耗測定

#### ④電車線自動張力調整装置点検

電車線自動張力調整装置は、電車に電気を供給するトロリ線が弛まないように、常に一定の張力で引っ張り続ける装置です。電車線自動張力調整装置でトロリ線に張力を掛け、トロリ線を真っ直ぐに保つことで、パンタグラフとの摺動がスムーズに行われます。

・検査頻度：2回/年



自動張力調整装置点検

### 【土木関係施設の検査・点検】

#### ①高架橋等の定期検査

鉄道土木構造物の定期検査は、まず目視による検査を実施し、異常の可能性があると判定された箇所については、高所作業車等を用いた詳細目視検査やテストハンマーによる打音検査等により、異常の有無を確認しています。

・検査頻度：約2年毎に実施



橋梁下面からの目視検査



近傍での詳細目視検査



## ②トンネルの定期検査

鉄道土木構造物の内、トンネルの定期検査については、高解像度のラインセンサカメラによりトンネル内空を全連続的に撮影し、この撮影画像を用いて異常の有無を高い精度で確認し、トンネルの維持管理に努めています。

- ・検査頻度：約2年毎に実施



画像撮影状況

## ③軌道検測車による軌道変位検査

軌道検測車により軌道5成分(軌間・水準・高低・通り・平面性)を0.25m間隔・0.1mm単位で測定をしています。検測結果を線路補修計画の立案に活用し、安全な軌道維持に努めています。

- ・検査頻度：4回/年(3・6・9・12月)



軌道検測車

## 【車両の検査】

車両の安全を保つため、尼崎車庫・工場で検査を実施しています。定期的な検査は、列車検査、状態・機能検査(月検査)、重要部検査、全般検査で、このほか必要に応じて臨時検査を行っています。

### ①列車検査

10日を超えない期間ごとに、電車の主要部分について行う検査です。尼崎車庫において、1日あたり下記の編成(50~62両)の検査を行っています。

- ・急行車6両編成×6~7本
- ・急行車2両編成×1~2本
- ・普通車4両編成×3~4本



列車検査

### ②状態・機能検査(月検査)

3ヵ月を超えない期間ごとに、電車の各部の状態及び機能について行う検査です。尼崎車庫において1日あたり急行車6両編成及び普通車4両編成1~2本を基本として行っています。



状態・機能検査(月検査)

### ③重要部検査

4年又は走行距離が60万kmを超えない期間のいずれか短い期間ごとに、動力発生装置、走行装置、ブレーキ装置、その他の重要な装置の主要部分について行う検査です。

※平成26(2014)年6月、当社の一部の車両において、本来、重要部検査を実施すべき走行距離を超過して走行させていたことが判明いたしました。再発防止策として、車両の走行距離を確実に管理するため、確認方法の見直しを図ります。



重要部検査

#### ④全般検査

8年を超えない期間ごとに、電車の主要部分を取り外して全般にわたって行う検査です。主として工場で行っています。



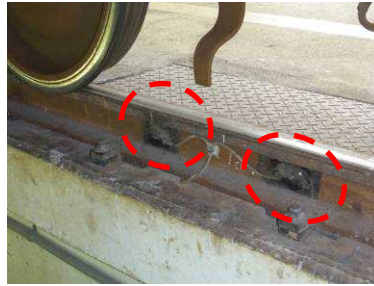
全般検査

#### ⑤輪重測定（車両の脱線防止策）

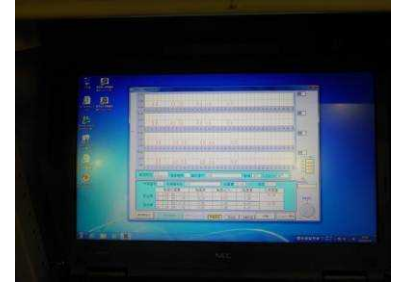
車両の脱線防止対策として、尼崎車庫内に輪重測定装置を設置しており、左右の車輪にかかる重量バランス（輪重比）の厳密な管理を定期的に行っています。



ひずみゲージ設置箇所



ひずみゲージ（拡大）

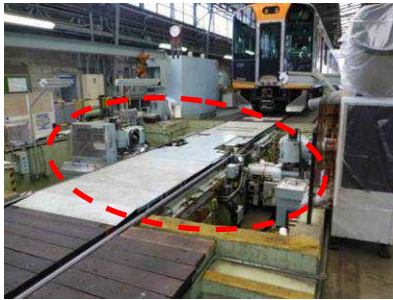


輪重測定（パソコン解析画面）

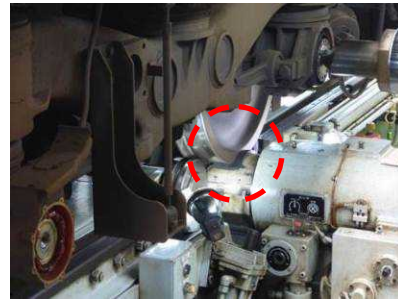
※車輪がレール上を通過する際に発生するレールたわみ量を測定、パソコン解析し、両輪の重量バランスを管理しています。レールたわみ量は、レール側面に取り付けたセンサー（ひずみゲージ）により測定します。

#### ⑥車輪転削盤（車輪削正）

走行による車輪の摩耗や踏面の損傷等を修正する装置です。安全・快適な走行を維持するとともに、踏面損傷に起因する騒音を防ぎます。



車輪転削盤



車輪を削正している箇所

#### ⑦空気ブレーキ弁類自動試験装置

重要部検査・全般検査等で丁寧に手入れされた空気ブレーキ装置の各種弁類は、車両に取り付ける前にこの自動試験装置にかけられます。車両への取付時と同じ動作をさせ、精密に試験を行います。



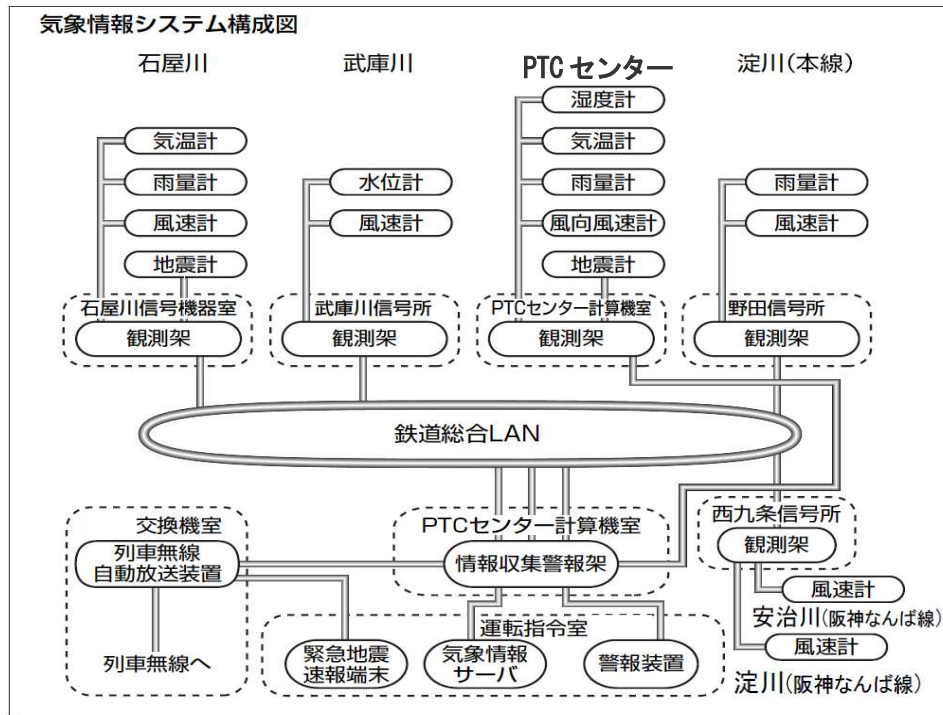
空気ブレーキ弁類自動試験装置

## 2-6 自然災害に対する安全対策

### ①気象情報システム

沿線6カ所の気象観測データの集中監視を行うシステムです。阪神・淡路大震災を機に施設の新設・増設等の見直しを行い、平成8(1996)年9月から稼動し、さらに平成18(2006)年11月には、突風対応として武庫川にも風速計を新設しました。なお、阪神なんば線の新線区間では安治川に風速計を設置しています。

鉄道総合LAN(Local Area Network)を通じ、運転指令室に地震や雨量、風速などの観測データを収集し、安全な列車運行に活かしています。なかでも、震度4以上の地震を地震計で感知した場合または緊急地震速報端末で予測した場合には、列車無線を通じて運行中の各列車に非常停止指令の放送を自動的に行う機能があります。



地震検知センサー



雨量発信器

### ②緊急地震速報(気象庁)の活用

地震時における列車運行の更なる安全確保に努めるため、「気象情報システム」に併せて、平成19(2007)年8月より気象庁が配信する緊急地震速報を受信するシステムを構築、運用を開始しています。

地震発生を列車無線にて自動放送することで、列車の停止・減速等危険回避行動が可能となり、遠方での地震発生において被害を最小限に抑えることができます。



緊急地震速報受信端末

※緊急地震速報は、主要動(S波)到達前に初期微動(P波)を地震計で検知し、主要動の大きさを予測するもので、現在、気象庁と防災科学技術研究所は、全国に約1000箇所、地震計を設置して配信体制をとっています。現在想定されている東南海・南海地震では、主要動が到達する約30秒前(阪神地域)に地震が予測可能とされています。

### ③耐震補強

耐震性能の確保を目的として、高架橋柱の耐震補強工事を計画的に実施しています。

工事が困難とされる箇所においても、その状況に応じた補強工法を採用する等により、積極的に耐震補強工事を推進しています



RB補強工法



一面せん断補強工法

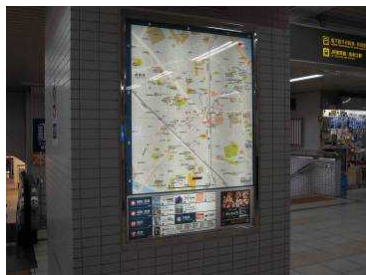


鋼板巻き立て補強工法

### ④巨大地震・津波対策

巨大地震・津波対策として次のような対策を実施しています。

- ・各駅において掲出されている駅周辺地図に津波避難場所を明記しています。



駅周辺地図



駅周辺地図（拡大）

- ・阪神なんば線の新淀川橋梁上において、地震・津波発生時に橋梁上に停止した列車からのお客様の避難誘導を円滑に行うため、列車から線路へ降りるための梯子を橋梁上に新たに設置しています。また、橋梁上で避難方向と距離がわかるように距離標を設置しています。



距離標



降車用梯子

## 2-7 その他の安全対策

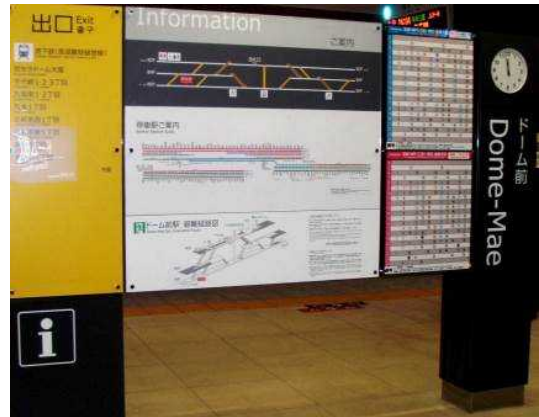
### ①地下駅における火災対策

地下駅火災に対する安全性向上のために、避難誘導設備、排煙設備、防火防煙シャッター等の火災対策設備を各地下駅に整備しています。

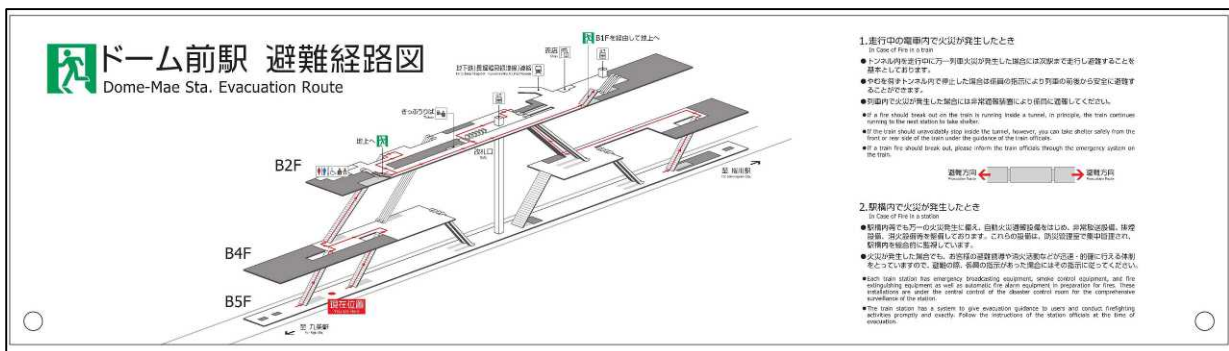
また、お客様に対しては、駅構内に避難経路図を設置し、万一の火災に備え、避難方法等についてお知らせしています。



防火防煙シャッター



避難経路図設置状況



避難経路図

### ②陸橋(橋桁/ガード)の防護工

陸橋(橋桁/ガード)下の高さが十分でない場合は、自動車等の橋桁への衝突による線路設備等への損傷、列車運行阻害を未然に防ぐため、陸橋手前に「防護工(桁)」を設置し、陸橋への直接の衝突を防いでいます。



橋桁防護工(桁)

(参考)

□防護桁設置数 48 陸橋 92 カ所 (本線 39 陸橋 76 カ所/阪神なんば線 9 陸橋 16 カ所)

□防護工(桁)衝突事故件数

	平成 25 (2013) 年度	平成 24 (2012) 年度	平成 23 (2011) 年度
衝突事故件数	20	13	19

### ③駅構内における防犯対策

駅構内における旅客及び駅係員の安全確保と犯罪の抑止を図るため、防犯カメラを設置し、映像を録画しています。平成26(2014)年3月末現在、47駅にカメラ295台を設置しています。

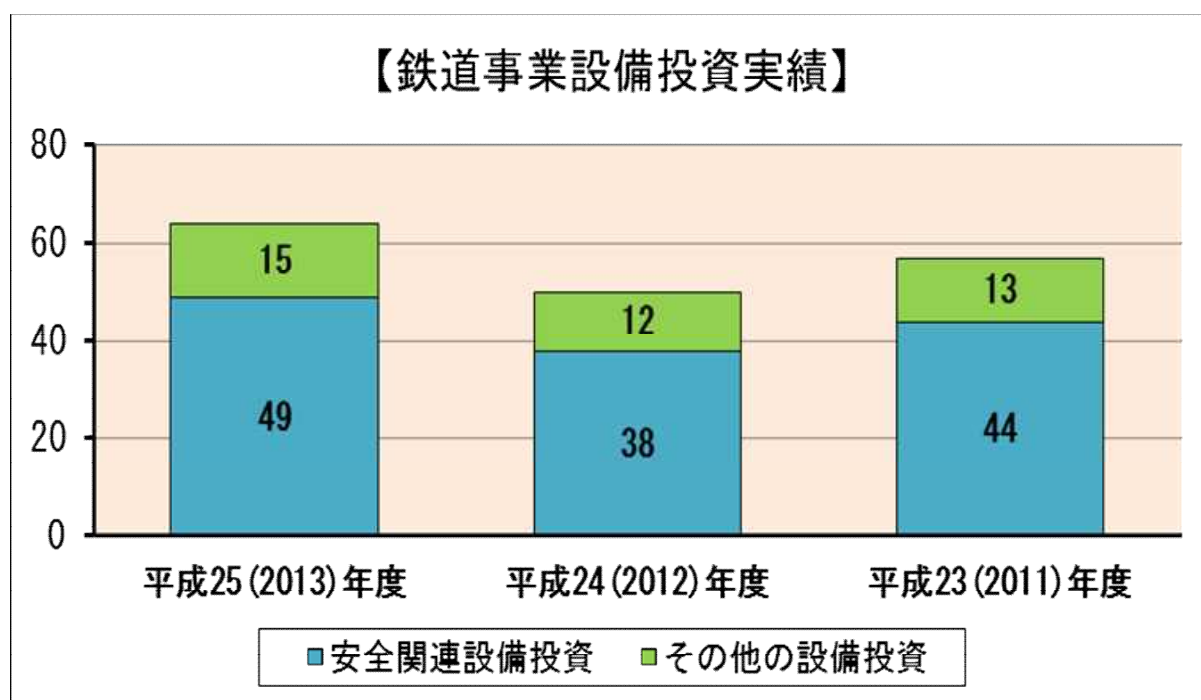
## 3.安全投資

平成25(2013)年度の実績としましては、設備投資総額64億円のうち安全関連投資額は、約77%の49億円となっております。主な内容は、神戸市内と西宮市内の2カ所での高架化工事、ホームの拡幅やバリアフリー化等を主目的とした甲子園駅改良工事及び高架橋の耐震補強などです。

(単位：億円)

	平成25(2013)年度	平成24(2012)年度	平成23(2011)年度
安全関連設備投資	49	38	44
その他の設備投資	15	12	13
設備投資総額	64	50	57

※「鉄軌道事業者による安全報告書の作成手引き<参考資料>安全関連設備投資について」に基づく区分



## 4.安全に関するその他の取組み・体制

### 4-1 安全運行のための健康管理

#### ①アルコールチェック

乗務員には、日々乗務開始前にアルコールチェックと助役の対面による出勤点呼を実施しています。

#### ②SAS(睡眠時無呼吸症候群)対策

運転士に対して、パルスオキシメーター(検査器具)を睡眠時に装着させSASの簡易スクリーニング検査を実施しています。その結果により、SASの疑いがある者は、検査医療機関において精密検査を実施し、SASと判定されれば、所定の治療と医師の診断を受ける体制となっております。

## 4-2 お客様の救護等への取組み

### ①AED（自動体外式除細動器）の全駅への設置

AED（自動体外式除細動器）を、平成 18(2006)年 3 月から梅田駅等の駅長室へ、平成 21(2009)年 3 月からは自動販売機内蔵型のAEDの設置を開始し、平成 26(2014)年 3 月末現在、阪神本線・なんば線・神戸高速線の全駅に設置しています。また、AEDの取扱いなど、急病やケガをされたお客様への初期対応に必要な知識や技能を習得するため、地域の消防署にご協力をいただき、運輸部の助役等が普通救命講習を受講しています。講習では、AEDの取扱い及び普通救命講習の受講以外にも、心肺蘇生・止血法・搬送法等を学び、平成 26(2014)年 3 月末現在、延べ約 630 名が修了しています。



駅長室に設置のAED



自動販売機内蔵型のAED



普通救命講習の受講状況

### ②サービス介助士の取得

高齢者や障がい者のお客様に少しでもお役に立てるようサービス介助士の資格取得を推奨しており、平成 26(2014)年 3 月末現在、運輸部の助役等 340 名が取得しています。

#### 【サービス介助士資格取得の促進】

- ・ 現業職場で勤務する者のホスピタリティ精神の醸成及び高齢者や障がい者のお客様に対する適切な介助技術の習得を目的として、運輸部ではサービス介助士の資格取得を促進しています。
- ・ 平成 24(2012)年度は駅及び列車所で勤務する助役（指導職）全員が資格を取得していますが、平成 25(2013)年度は駅で勤務する係員に資格取得を促し、全員がこの資格を取得しています。
- ・ 引き続き平成 26(2014)年度は、車掌全員の資格取得を目指しており、更なる接遇力向上を図ってまいります。
- ・ お客様に資格保有者であることをわかっていただけるよう、名札に「サービス介助士」と明記しています。

※サービス介助士は、NPO法人「日本ケアフィットサービス協会」が認定する資格で、おもてなしの心と介助技術を学ぶ資格として、介助の知識と技能を認定する資格制度です。



## 4-3 社内のコンプライアンス体制（コンプライアンス相談窓口の設置）

当社では、当社及び当社グループ会社並びにこれらの業務委託先の役職員等が、輸送の安全確保に関する事項も含め、法令、契約、企業倫理等に反する事実又は行為（違反事実等）を認識した際に、当該違反事実等について相談・通報する「コンプライアンス相談窓口」を設置し、違反事実等を自ら是正するための仕組みを構築しています。

また、このほか、親会社である阪急阪神ホールディングス株が設置する「企業倫理相談窓口」にも違反事実等を相談・通報できることとしており、阪急阪神ホールディングスグループ全体としてコンプライアンス経営の推進を図っています。

## Ⅷ.2014年度の取組み

### 1.安全重点施策（安全施策2014）〔平成26(2014)年度〕

平成26(2014)年度の安全重点施策は、下記項目のとおりとし、行動計画（教育・訓練等）に基づき、積極的に取り組んでまいります。

- ・安全管理規程に基づく安全管理体制の充実
- ・安全確保を最優先とする企業風土の醸成とコンプライアンスの徹底
- ・事故の芽・ヒヤリハットに関する取組みの確実な運用の継続

### 2.安全関連投資計画（安全施策2014）〔平成26(2014)年度〕

平成26(2014)年度の主な安全関連投資計画は、下記項目のとおりとなります。

- ・高架化工事の継続推進（東灘連立〔住吉川以東〕/鳴尾連立〔本線甲子園・武庫川間〕）
- ・耐震補強の継続実施（御影駅・西九条駅等高架橋柱補強）
- ・改良工事の実施（甲子園駅改良〔継続〕）
- ・設備更新 等

## Ⅸ.お客様、関係者等との連携

### 1.お客様からのご意見

平成25(2013)年度は、お電話やメール等をあわせて約790件のご意見、ご要望、励ましのお言葉等をお寄せいただきました。

このように「お客様の声」をいただいた場合には、ケースに応じて、状況を確認のうえ、対策の実施や検討、社員指導等を行っています。また、お客様にお答えが必要なご意見に対しては、速やかにお返事するよう努めています。

なお、当社に対するご意見などを承る窓口として、ホームページ上で、メールや関係部署の電話番号をお知らせしています。

（ホームページアドレスは、「Ⅸ.安全報告書へのご意見等」に記載しています。）

### 2.お客様、沿線住民の皆様へのご協力をお願い

#### 2-1 ホーム上でのお願い

##### ●駆け込み乗車は危険です！

駆け込み乗車は危険です。思わぬ事故の原因となります。次の電車のご利用をお願いします。

##### ●ホーム端部での歩行は危険です！

ホーム端部での歩行は、軌道への転落や電車との接触のおそれがあり、危険です。できるだけホーム先端から離れた位置での歩行をお願いします。電車の接近の際には、黄色い線の内側（やむを得ない場合は白い線の内側）へおさがり下さい。

##### ●黄色い線の上には荷物等を置かないでください！

ホーム上の黄色い線は、目のご不自由な方の重要な誘導案内用設備となっています。立ち止まったり、荷物を置かないようお願いします。



### ●異常時は「非常通報ボタン」を押してください！

ホームから線路へ転落されたお客様を発見した場合などの異常時には、「非常通報ボタン [P19 参照]」を押してください。電車に異常を知らせることができます（平成23(2011)年度末時点で全駅に設置済み）。



### ●線路内へは絶対に立ち入らないでください！

ホーム下に誤ってものを落とした場合、必ず駅係員にお知らせください。絶対に線路内に立ち入らないでください。線路内は大変危険です。

### ●地下駅では避難経路図をご確認ください！

地下駅では、万が一の火災に備えて種々の対策施設を整備していますが、お客様におかれましては、ホームに掲示しています「避難経路図」をご確認ください。

### ●歩きスマホは危険です！

スマートフォンや携帯電話等を操作しながらホーム上を歩くと、お客さま同士の接触や転倒、ホームからの転落につながるおそれがありますのでおやめください。

## 2-2 電車内でのお願い

### ●電車内での非常時は「非常通報装置・非常通話装置」で通報願います！

電車内で異常があった場合は、車内に設置されています「非常通報装置・非常通話装置 [P28 参照]」により、乗務員に異常があることを知らせることができます（非常通話装置の設置車両では乗務員と会話することもできます）。

## 2-3 踏切道でのお願い

### ●警報機が鳴り始めたら無理な横断はしないでください！

警報機が鳴り始めたら踏切道内に入らないでください。すぐ近くに電車が来ています。また降下した遮断棒のくぐり抜けや踏切道付近で遊ぶお子様は、大変危険です。絶対に「しない」「させない」でください。



### ●踏切道での非常時は「非常押ボタン」を押してください！

踏切道で異常を発見した場合は、踏切支障報知押ボタン装置（「非常押しボタン [P21 参照]」）を押してください。踏切道に異常のあることを電車に知らせます（38カ所の踏切道に設置しています）。

## 2-4 共通・その他のお願い

### ●不審物発見時は乗務員・駅係員へお知らせください！

電車内や駅構内で不審物を発見した場合は、手を触れずに、お近くの乗務員、駅係員にお知らせください。

## 2-5 踏切事故防止キャンペーンへの取り組み

平成25(2013)年度においても近畿運輸局、近畿管区警察局、近畿地方整備局及び関西鉄道協会等の共催のもと、当社も「踏切事故防止キャンペーン」に参画し、踏切道通行の安全の確保と踏切道事故防止の啓発に取り組んでいます。

- ・主な踏切道での啓発グッズの配布等による啓発活動
- ・啓発ポスターの掲出及びスポット放送の実施 等



踏切道での啓発活動

## 2-6 「こども110番の駅」の取組み

当社では、平成 17(2005)年 4 月より、下記の 11 駅において「こども 110 番の駅」として取り組んでいます。こども達が被害に遭うなど、助けを求めてきた時の対応は勿論のこと、日頃から安全・安心な地域づくりに貢献し、こども達にやさしい駅を目指していきます。

[取組み駅] 梅田, 尼崎, 武庫川, 甲子園, 西宮, 御影, 神戸三宮, 元町, 高速神戸, 新開地, 高速長田



© 2006 Gullane (Thomas) Limited

## 2-7 阪神電車オリジナル下敷きの贈呈

当社では、次世代を担う子ども達に身近な存在である阪神電車に親しみを持っていただくため、阪神電車オリジナル下敷き 2 万枚を制作し、沿線の小学校に通う新 1 年生に贈呈しています。平成 25 (2013) 年度のテーマは「電車の乗り方教室」。目的の駅に行くまでのきっぷの買い方や改札の通り方などを、乗車のマナーを交えて分かりやすく紹介しています。オリジナル下敷きの贈呈は、平成 20 (2008) 年春から毎年行っています。



## X.安全報告書へのご意見等

安全報告書の内容や当社の安全に対する取組みについてのご意見等につきましては、下記のホームページ内の「お問合せ」サイトでお伺いしています。

### 【阪神グループホームページ】

<http://www.hanshin.co.jp/>

※ホームページ画面上段の「企業情報」内にある「お問合せ」から、ご意見等をお寄せ下さい。